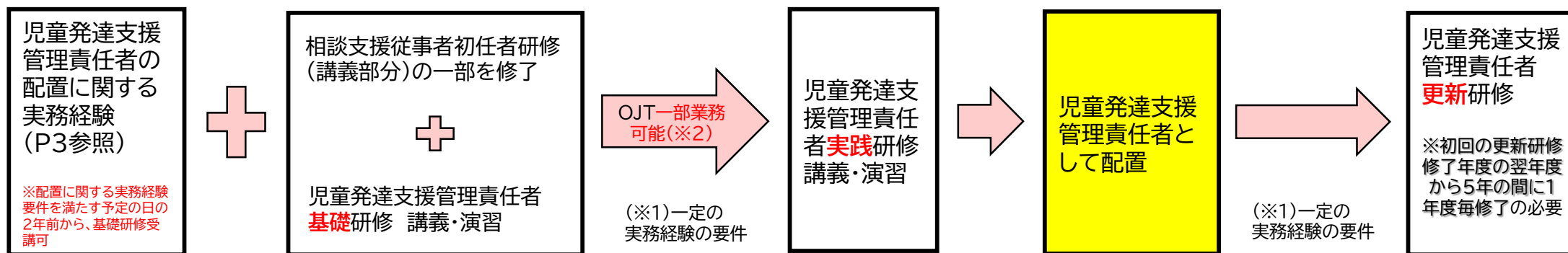


児童発達支援管理責任者の要件について

令和4年4月1日以降に児童発達支援管理責任者基礎研修及び相談支援初任者研修の内、いずれかを修了している場合



(※1)一定の実務経験の要件

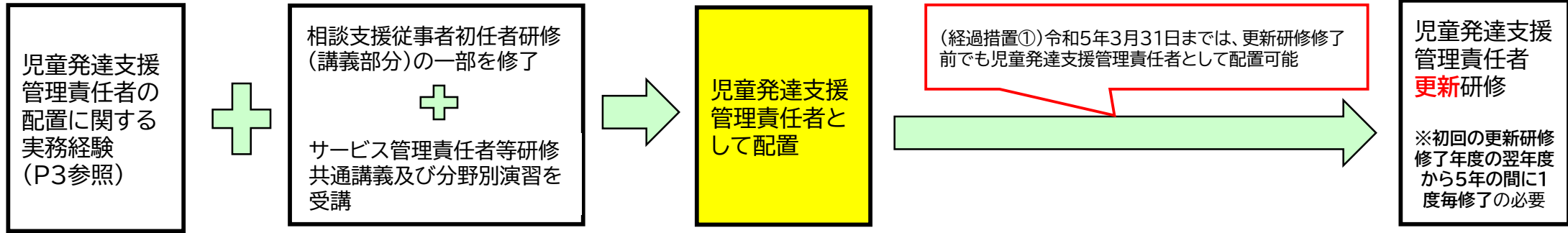
- ・実践研修: 過去5年間に2年以上の相談支援又は直接支援業務の実務経験がある
- ・更新研修: ①過去5年間に2年以上の児童発達支援管理責任者等・管理者・相談支援専門員の実務経験がある
又は②現に児童発達支援管理責任者として従事している

(※2)OJT 一部可能な業務

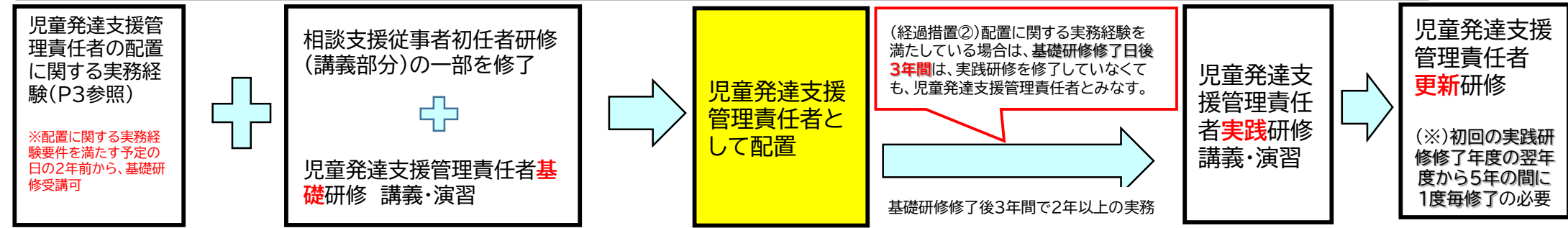
- ・既に児童発達支援管理責任者が1名配置されている場合は、2人目の児童発達支援管理責任者としては配置可能。
- ・個別支援計画原案の作成が可能。

児童発達支援管理責任者の研修見直しに伴う経過措置及びは配置時の取り扱いの緩和等について

平成31年3月31日以前に旧体系の児童発達支援管理責任者研修及び相談支援初任者研修をどちらも修了している場合

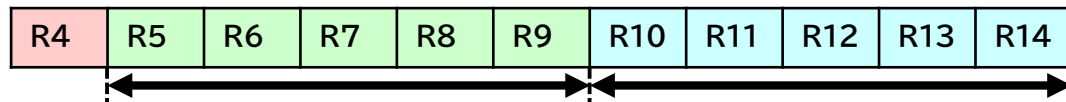


平成31年4月1日～令和4年3月31日までの間に児童発達支援管理責任者基礎研修及び相談支援初任者研修をどちらも修了している場合



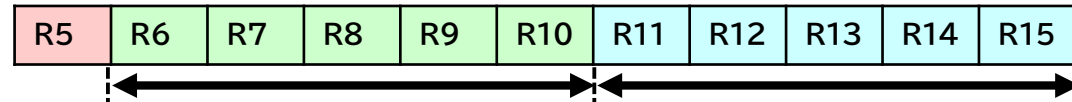
(※)「初回の更新(実践)研修修了年度の翌年度から5年度の間1年度毎修了…」

令和4年度に実践(更新)研修を修了した場合



- ・令和5年度から令和9年度の間1回目(もしくは2回目)の更新研修の受講が必要
- ・令和10年度から令和14年度の間2回目(もしくは3回目)の更新研修の受講が必要

令和5年度に実践(更新)研修を修了した場合



- ・令和6年度から令和10年度の間1回目(もしくは2回目)の更新研修の受講が必要
- ・令和11年度から令和15年度の間2回目(もしくは3回目)の更新研修の受講が必要

(※)「基礎研修修了日後3年間…」は、年度毎の考え方ではなく、基礎研修修了日から数えて3年を経過する日までが経過措置対象期間

児童発達支援管理責任者の実務経験要件について

以下の①～③のいずれかを満たしていること

- ①イ及びロの期間が通算して5年以上で、当該期間からハの通算期間を除いた期間が3年以上である者
- ②ニの期間が通算して8年以上で、当該期間からホの通算期間を除いた期間が3年以上である者
- ③イ、ロ及びニの通算期間からハ及びホの通算期間を除いた期間が3年以上かつヘの通算期間が5年以上である者

	次の(1)から(6)に掲げる者が、相談支援の業務(身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者又は児童の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務)に従事した期間
イ	(1) 地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業その他これらに準ずる事業の従業者
	(2) 児童相談所、児童家庭支援センター、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、発達障害者支援センターその他これらに準ずる施設の従業者
	(3) 障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設(※5)、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設(※6)、地域包括支援センターその他これらに準ずる施設の従業者
	(4) 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターその他これらに準ずる施設の従業者
	(5) 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校その他これらに準ずる機関の従業者
	(6) 病院若しくは診療所の従業者又はこれらに準ずる者で、以下のいずれかに該当する者 <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉主事任用資格者(※1) ・訪問介護員2級以上に相当する研修の修了者(※2) ・ヘに掲げる資格を有している者 ・イの(1)から(5)に掲げる従業者の期間が1年以上の者
ロ	次の(1)から(5)に掲げる者であって、以下のいずれかの資格を有して、直接支援の業務(身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者又は児童につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務)に従事した期間 <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉主事任用資格者(※1) ・訪問介護員2級以上に相当する研修の修了者(※2) ・保育士、児童指導任用資格者(※3) ・精神障害者社会復帰指導員 (以下「社会福祉主事任用資格者等」という。)
	(1) 障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設(※5)、介護老人保健施設(※6)、療養病床(病院又は診療所の病室であって医療法に規定する療養病床)その他これらに準ずる施設の従業者 ※認可外保育所等、当該事業の実施に認可が求められる事業において、認可外は対象外となります。
	(2) 障害児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる施設の従業者
	(3) 病院若しくは診療所又は薬局、訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従業者

	(4)	特例子会社、助成金受給事業所(重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の支給を受けた事業所)その他これらに準ずる施設の従業者
	(5)	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校その他これらに準ずる機関の従業者
ハ		老人福祉施設(※5)、救護施設、更生施設、介護老人保健施設(※6)、地域包括支援センターの事業者が、 相談支援の業務 に従事した期間 老人福祉施設(※5)、介護老人保健施設(※6)、療養病床、老人居宅介護等事業(※7)、特例子会社、助成金受給事業所の従業者であって、社会福祉主事任用資格者等である者が 直接支援の業務 に従事した期間
ニ		口の(1)から(5)に掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、 直接支援の業務 に従事した期間
ホ		老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床、老人居宅介護等事業、特例子会社、助成金受給事業所の従業者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が直接支援の業務に従事した期間
ハ		医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士の資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

<注意事項>

① 対象者について

相談支援業務及び直接支援業務の対象者について、児童(こども)に関しては、障がい児に限らず、児童全般に対する支援を指します

② 対象となる支援内容について

対象事業を実施する施設等には在籍していたが、相談支援業務または直接支援業務に従事していない場合は、実務経験には含まれません。

③ 実務経験及び日数換算について

1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上あることを言うものとする。例えば5年以上の実務経験であれば、実務に従事した期間が5年以上であり、かつ実際に業務に従事した日数が900日以上であるものを言う。

(※1)社会福祉主事任用資格者

厚生労働省ホームページ:『社会福祉主事任用資格の取得方法』

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/shakai-kaigo-fukushi1/shakai-kaigo-fukushi9.html

(※2)訪問介護員2級以上に相当する研修の修了者

訪問介護員1級・2級課程、介護職員基礎研修修了者、介護職員初任者研修修了者、介護福祉士実務者研修修了者、介護福祉士

(※3)児童指導員任用資格者

福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(以下、同条例)第 58 条各号(下記参照)に該当する者

福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 第 58 条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

号	要件
①	都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
②	社会福祉士の資格を有する者
③	精神保健福祉士の資格を有する者
④	学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。次号において同じ。)において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
⑤	学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第 102 条第 2 項の規定により大学院への入学を認められた者
⑥	学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
⑦	外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
⑧	学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第 90 条第 2 項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2 年以上児童福祉事業(※4)に従事したもの
⑨	教育職員免許法に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であって、市長が適当と認めたもの (※養護教諭・栄養教諭を除く)
⑩	3 年以上児童福祉事業(※4)に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

(※4)児童福祉事業

社会福祉法で定める第一種社会福祉事業と第二種社会福祉事業のうち児童福祉法に規定する事業

第一種社会福祉事業	乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障がい児入所施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設を経営する事業
第二種社会福祉事業	障がい児通所支援事業、障がい児相談支援事業、児童自立支援援助施設、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業又は小規模住居型児童養育事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業

(※5)老人福祉施設

老人福祉法(昭和38年法律第133号)の第5条の3に規定される次の施設

老人福祉施設	・老人デイサービスセンター(介護保険法にいう「通所介護」等)、老人短期入所施設(介護保険法にいう「短期入所生活介護」)、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター
--------	---

(※6)介護老人保健施設

「老健(ろうけん)」とも言われ、介護保険が適用される介護サービスで、在宅への復帰を目標に心身の機能回復訓練を行う施設

(※7)老人居宅介護等事業

老人福祉法(昭和38年法律第133号)の第5条の2第2項に規定される、身体上または精神上の障害のために、日常生活に支障がある人などを対象にして、居宅での入浴、排泄、食事等の介護、調理、洗濯、掃除などの家事や生活に関する相談などの便宜を供与する事業(介護保険法にいう「訪問介護」等)

よくあるご質問

Q1	児童発達支援管理責任者(以下、児発管)の研修体制が2019年度から見直しされましたが、以前とどうかわりますか？
A1	2019年3月末までは、今後就かれる事業所種別毎にサビ管【介護、地域生活(身体)、地域生活(知的・精神)、就労】、児発管それぞれの分野の受講が必要となっておりましたが、2019年4月以降はサビ管全分野及び児発管のカリキュラムを統一し、共通で実施する事になりました。また、2019年3月までは1度の受講で終了していましたが、『基礎研修』『実践研修』を受講することが必要となりました。また、その後も『更新研修』の受講が必要となっております。 なお、2019年3月までに旧カリキュラムの研修を1分野でも修了したもの(かつ、相談支援従事者初任者研修(講義部分)を修了しているもの)は、2019年4月以降、サビ管、児発管としての実務経験を満たしていれば、配置可能です。しかし、2024年3月末までに更新研修を受講できない場合、実践研修を受講する必要があります。

Q2	基礎研修を受講すれば、児発管として配置できますか？
A2	児発管として配置されるためには、①基礎研修修了と②相談支援従事者初任者研修(講義部分)修了した後、実践研修受講開始日前5年間に通算2年以上の実務経験を経て、③実践研修を修了すると、児発管としての配置が可能になります。 (なお、①②が修了した際、既に施設・事業所等に児発管が1名配置されている場合においては、2人目の児発管としての配置が可能で、個別支援計画書原案の作成が可能です。)

Q3	基礎研修受講時点で実務経験を満たしていれば翌年に実践研修が受講できますか？
A3	出来ません。基礎研修時に実務経験を満たしていても、基礎研修修了後2年以上の実務経験が必要です。

Q4	2019年3月までに、児発管研修は修了していますが、相談支援初任者研修を受講していません。研修体制が変更になりましたが、基礎研修から受講する必要がありますか？
A4	基礎研修から受講する必要はありません。 この場合は「児発管の基礎研修のみ修了している状態」となります。そのため、2019年4月以降に相談支援従事者初任者研修の講義部分を受講し、修了後、2年以上の実務経験を経た後に実践研修を受講していただく必要があります。

Q5	実務経験に有給休暇、休業は含まれますか？
A5	有給休暇、休業期間は実務経験の日数に含まれません。
Q6	放課後等デイサービス事業所の管理者になりました。直接支援も行っていましたが、実務経験に含まれますか。
A6	管理職として管理業務を行っているだけでは経験年数には含まれません。管理職として管理業務を行いながら、指導員等の職員として兼務で配置されており、直接支援を行っている場合は実務経験に含まれます。ただし、指定権者へ届出していることが条件となります。
Q7	以前勤めたサービス事業所が廃業しており、実務経験証明書が取得できません。どのようにしたらいいですか？
A7	廃業したサービス事業所の雇用保険の加入履歴や社会保険の加入履歴とともに、実務日数や業務内容を証明可能な書面(雇用契約書かつ給与明細、辞令かつ給与明細など)を提出いただき、内容で判断させていただきます。
Q8	資格証明書の名前が、旧姓で表記をされているのですが、いいですか？
A8	資格証の名前と現在の名前が違う際には、資格証に以下の内容を余白に追記してください。 令和〇年〇月〇日 私の旧姓は〇〇で間違いありません。〇〇 〇〇 印 ↑新姓 ↑本人印鑑
Q9	福岡市内の放課後等デイサービス事業所で児発管として従事する場合は、必ず福岡県で実施されている児発管研修を受講しなければなりませんか？
A9	福岡県以外、例えば佐賀県で実施されている児発管研修を修了し、要件を満たした場合であっても、福岡市内の児発管として従事することは可能です。
Q10	児童発達支援管理責任者の実務経験について、社会福祉主事任用資格の取得後に、改めて5年の実務経験が必要ですか。
A10	社会福祉主事任用資格者等の場合、資格取得以前も含めて5年の経験があればよく、改めて5年間の実務経験が必要ということではありません。(上記は、相談支援専門員における考え方として示されていましたが、児童発達支援管理責任者にも同じ考え方を適用します。)